

令和6年3月6日

資料2

第20回 匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

NDB収載・提供情報の追加について（案） （医療扶助の保健指導情報、訪問看護レセプト）

厚生労働省
保険局医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 NDBについて

【NDBの収載・情報提供】

- 厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」）に基づき、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資するため、保険者等からデータの提供を受け、NDBに収載している。
- 厚生労働省は、医療費適正化計画の作成・実施・評価に資する目的で、自ら調査・分析を行うとともに、国民保健の向上に資する目的で相当の公益性を有する分析等を行う者に対して提供することができる。

【NDBの安全管理措置】

- NDBは、高確法に基づき、個人特定できないよう氏名等を削除し、匿名化した形でデータを収集している。
- NDB利用者は、高確法に基づき、他の情報と照合等の禁止義務、利用後のデータ消去、安全管理措置、不当な目的利用等の禁止などの義務が課されている。
- 厚生労働省は、法令違反などの疑いがある場合には、法律に基づく立入検査・是正命令を行うことが可能。

※NDB利用の成果物は、公表前に、個人情報の保護の観点から、希少疾患など個人が特定されないか（最小集計単位が10未満となっているか）を確認などを講じている。

2 収載・提供情報の基本的考え方

- NDBの収載・提供情報については、
 1. 医療費適正化計画での利用、国民保健の向上に資する研究利用の目的
 2. 個人特定の可能性や、それに対する対応方法等の安全管理措置
 3. 収載に要する事務負担・システム整備等の費用といった視点を踏まえ、専門委員会の意見を聞きつつ、必要な見直しを行っている。

生活保護受給者の保健指導情報について（案）

1 生活保護受給者の保健指導情報

【医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認導入】

- 生活保護の医療扶助については、令和6（2024）年3月に、オンライン資格確認が開始された。医療扶助のオンライン資格確認導入により、これまで紙媒体で運用されている医療券・調剤券（医療券等）や自治体内等でのみ活用されていた情報（健診情報等）が、オンライン資格確認等システム等で管理されるようになった。

【被保護者の保健指導情報】

- 被保護者の健診情報については、令和6－7年度にかけて、システム改修を行うとともに関係省令を改正し、令和7年度からNDBの収載・提供を開始することが予定されている。

2 NDB収載のニーズと対応案

- 被保護者の健診情報に加えて、保健指導情報もNDBに収載することで、健康状態の実態を正確に把握することができ、介入の効果・必要性の検討など政策立案や研究結果の精度の向上が期待できる。
- 福祉事務所からNDBへの保健指導情報の情報収載は、支払基金内の「特定健診等データ収集システム」を経由する想定であり、支払基金内のシステム改修でNDB収載が可能である。
- 被保護者の保健指導情報の追加によって、個人が特定されないよう、引き続き、法律に基づく安全管理措置等を講じる。

▶既に収載を予定している健診情報に加えて、必要な予算を確保した上でシステム改修を行うとともに関係省令を改正し、保健指導情報についても令和8年度（令和7年度実施分）からNDBの収載・提供を開始してはどうか。

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

- 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始する。
- また、令和6年12月2日の保険証の新規発行終了を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化する。その際、現行の保険証廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないように、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現する。

1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- 訪問看護ステーションの**オンライン請求を開始** (省令改正・令和6年6月施行。適用は翌月請求分から)
- 訪問看護ステーションの**オンライン資格確認を開始** ※令和6年6月開始
- 訪問看護ステーションに対する**オンライン資格確認導入に係る財政支援**
 - ※ **オンライン請求**の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、**オンライン資格確認**と兼用することが可能

2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- 訪問看護ステーションに**オンライン請求を義務化** (省令改正・保険証発行終了時期施行)
 - ※ 経過措置：通信障害、システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情
- 訪問看護ステーションに**オンライン資格確認を義務化** (省令改正・保険証発行終了時期施行)
 - ※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

※経過措置の対象事業者は、医療機関・薬局の場合の取扱いも参考に、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う運用とする予定。

※保険証発行終了時期は、令和6年12月2日。

今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年度)				令和6年度 (2024年度)									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
マイルストーン	R6診療報酬改定施行 ★											12月2日：保険証発行終了 ★		
オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組	1月15日：総合ポータルサイト更新 (新規ユーザー登録、利用申請、 電子証明書発行) ★					4月：総合ポータルサイト更新予定 (猶予届出フォーム) ★								義務化、経過措置 ★
訪問看護ステーション	準備・導入作業 (導入支援事業者等へ見 積依頼・契約調整)		接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)				✓ 訪問看護ステーションごとに順次導入 オンライン請求開始（7月請求分～） ※報酬改定が6月から であることを踏まえた対応 オンライン資格確認開始							
NDB収載						本番環境運用テスト			訪看レセ収載可能 ✓収載後、順次提供可能とする方向で検討を進めてはどうか					